


健康保険委員(健康保険のご担当者様) **未登録**の事業所様におかれましては、**1事業所に1名以上**ご登録ください。

約8,000名
登録中!

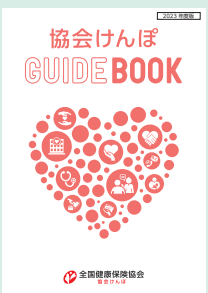
事業所と協会けんぽを結ぶパイプ役として、従業員の方への周知広報や手続き等に関する相談対応のほか、健診をはじめとした健康保険事業の推進にご協力いただいています。

ご登録によりご負担が増えることはありません。定期的にお届けする情報を業務にお役立てください。



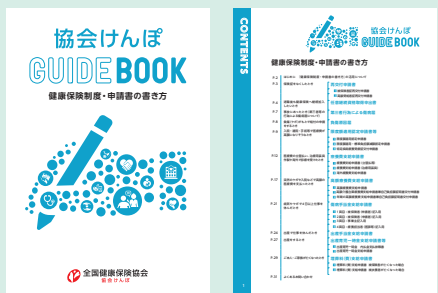
ご登録いただければ、事務役に役立つテキストを無料進呈!
※すでにお手元に2023年度版がある事業所については、進呈の対象外となります。予めご了承ください。(健康保険委員のご登録は可能です)

協会けんぽGUIDEBOOK



健康保険給付や健診などに関するすべての内容がこの1冊に!
茨城支部独自の情報も!


協会けんぽGUIDEBOOK
健康保険制度・申請書の書き方



申請書の書き方や必要書類がすべてわかる! 事務担当者必携のGUIDEBOOK!

登録方法 ▶ 下記必要事項をご記入し、FAX または郵送にてご提出をお願いします。

FAX ▶ 029-303-2100 郵送先 ▶ 〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル 全国健康保険協会 茨城支部

| | | | | |
|-------------------------------|--|---------------|----|----|
| 氏名 | フリガナ | 保険証の 記号・番号 | 記号 | 番号 |
| | | | — | |
| 月に1回メールマガジンを配信します。 メールアドレス | ※利用規約(右の二次元コード)に同意の上、下記メールアドレスにメールマガジンの配信を希望します。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">@</div>  | | | |

上記の者を、全国健康保険協会茨城支部の健康保険委員として登録します。

事業所所在地
事業所名称
事業主氏名
電話番号



事業主・事業所担当者の皆様へ

退職される方の保険証は、必ず回収してください！

退職すると今お使いの保険証は健康保険の資格がなくなります。退職後に保険証を返却せず、無効な保険証で医療機関に受診すると、従業員様より医療費（協会けんぽの負担分＝総医療費の7～8割）を返還していただくことになります。

事業主・事業所担当者の皆様へお願い

- 退職される方の保険証は**退職時**に必ず回収してください。
- 資格喪失届・被扶養者異動届（解除）の届出時には、**回収した保険証を添付の上**、日本年金機構にご提出ください。

注意点！

回収できない場合は「回収不能届」を提出し、ご本人の連絡先を必ず記入してください。

ご本人が事業所に返却をしても、事業所からの返却が確認されないと、**協会けんぽよりご本人にご連絡がいきます。**事業所の方は速やかに返却をお願いします。

退職される方へ必ずお伝えください

- 保険証が使用できるのは、退職日までであること。
- 被扶養者のいる方は、被扶養者の分もあわせて、保険証を速やかに勤務先に返却すること。

資格のない保険証の使用を防ぐためにも、**従業員様が退職する際には確実な保険証の回収をお願いいたします。**

土浦年金事務所内の「協会けんぽ特設窓口」の閉鎖のお知らせ 最終営業日：令和5年9月29日（金）

協会けんぽ茨城支部では、お客様のご利用状況を踏まえ、土浦年金事務所内に設置しております協会けんぽの窓口を9月末をもって閉鎖いたします。

※年金事務所の閉鎖ではありません。

各種申請書手続きは、当支部まで郵送でお願いします。

登録していますか？ 茨城支部オリジナルメールマガジン！

毎月10日に健康保険に関するお役立ち情報を配信しています。

茨城支部では、すでに約5,400名の方にご登録いただいています！

ご登録はコチラ →



 **全国健康保険協会 茨城支部**
協会けんぽ

令和5年1月より、各種申請書の様式が変更となっております。

申請する際は、**新様式でのご申請をお願いいたします。**

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル
☎029-303-1500(代表)
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

申請書の詳しい記入例はコチラ →

